

クレジットカード納税の導入について

1 クレジットカード納税とは

地方税法における第三者納付の規定（第 20 条の 6）や地方自治法における指定代理納付の規定（第 231 条の 2）に基づく「立替払い」方式によってクレジットカード会社等を通じて納付を行う制度です。

具体的には、納税者がインターネットを利用して納付手続きを行い、納税者が契約するクレジットカード会社からの振替依頼により、指定代理納付者が地方公共団体に代理納付し、納付金は、後日クレジットカード会社から本人に請求されることとなる仕組みです。

2 導入の目的・効果

(1) 利便性の拡大の観点

- ・納税者は手元に現金がなくても納税できます。
- ・24 時間いつでも自宅において納税手続きが可能となります。
- ・納税手段が拡大され、納税者は金融機関窓口や県税窓口、コンビニ収納などの多様な納税手段から選択し納税することができます。

(2) 費用対効果の観点

- ・今まで納期後のボーナス等の支給日に納付していた納税者が、納期内納付の扱いとなることが期待できます。
- ・自動車税の徴収率が比較的高水準となっていることから、クレジット納税を導入しても短期的には徴収率の大幅な向上に結びつけにくいものの、長期的には、現在、急速に進むインターネットの普及拡大に対応し、これからの納税者となる若者の志向にも応えることとなり、今後の徴収率の維持向上につながります。

3 制度設計と概算費用

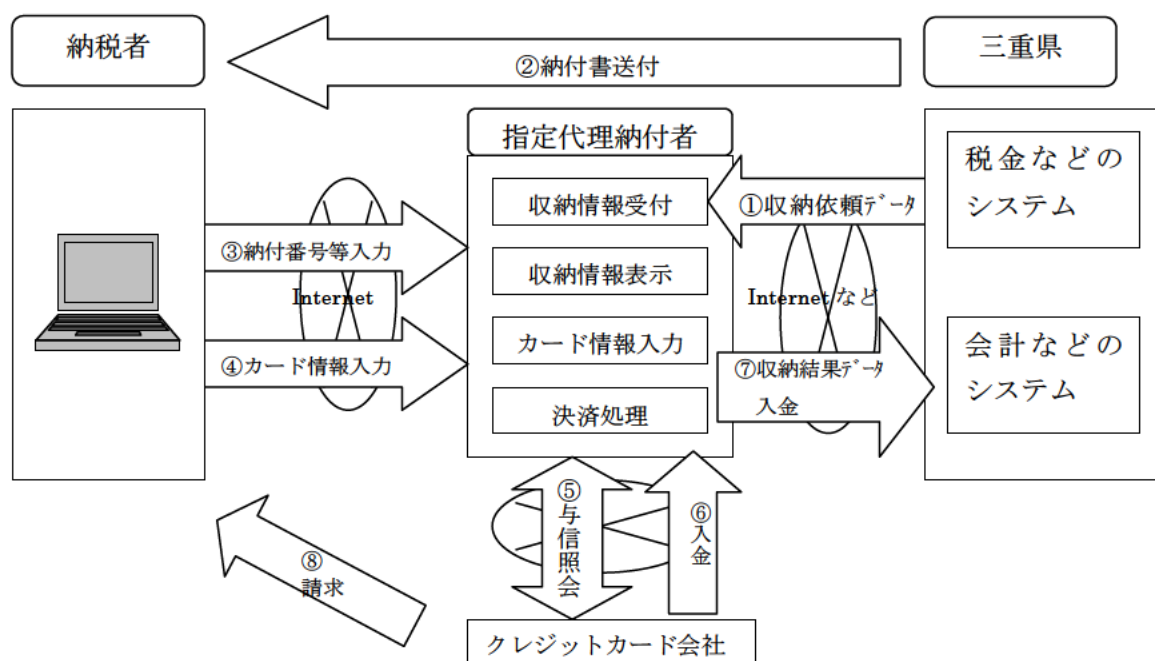
- (1) 対象税目：自動車税
- (2) 利用件数見込み：約 2 万件（納期内納付件数 60 万件 × 利用率 3 %）
- (3) 手数料：県負担 0 円、納税者負担 420 円
- (4) 概算費用（他県導入実績から算定）
 - 導入初期費用：約 2,400 万円
 - 維持費用：約 200 万円

4 今後のスケジュール

平成 25 年 7 月頃	指定代理納付者の選定
平成 25 年 8 月頃～	税システムの改修（6 ヶ月程度）
平成 26 年 5 月	クレジット納税の導入

<参考資料>

クレジットカード納税の概念図



他県の状況

	導入年度	対象税目	手数料	負担割合 (円)		納期内 利用件数	利用率 (%)	納期内納 付率 (%)
				県	納税者			
宮崎県	H19	自動車税	420 円	105	315	9,206	2.4	68.0
香川県	H20	自動車税	420 円	105	315	6,698	1.8	81.4
佐賀県	H20	自動車税	419 円	119	300	3,240	1.1	70.2
岐阜県	H21	自動車税	420 円	105	315	19,910	2.2	75.7
新潟県	H21	自動車税	420 円	105	315	9,897	1.0	73.1
和歌山県	H21	自動車税	420 円	105	315	4,033	1.2	79.4
福岡県	H21	自動車税	420 円	105	315	56,483	3.3	68.1
宮城県	H22	自動車税	420 円	105	315	6,333	0.7	81.0
鹿児島県	H22	自動車税	420 円	105	315	5,501	1.0	69.5
奈良県	H22	自動車税	420 円	105	315	5,063	1.1	82.5
東京都	H23	自動車税	—	非公表	315	87,127	2.9	81.2
青森県	H24	自動車税	420 円	105	315	—	—	78.5
鳥取県	H24	自動車税	420 円	105	315	—	—	77.8

*利用件数、利用率、納期内納付率は H23 年度実績

*熊本県は H21 年度で廃止

*三重県の自動車税納期内納付率 77.3%